

厚生常任委員会会議録

平成27年7月22日

場 所 第1委員会室

平成27年 7 月 22 日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査
- その他報告事項
 - ・高齢者人口の推移について
 - ・平成26年度法人格別就労継続支援事業所賃金(工賃)について
 - ・障がいのある人もない人もともに暮らしやすい宮崎県づくり条例(仮称)の制定について

出席委員(8人)

委員	長	後藤哲朗
副委員	長	岩切達哉
委員		中野一則
委員		宮原義久
委員		外山衛
委員		山下博三
委員		井上紀代子
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	桑山秀彦
福祉保健部次長(福祉担当)	高原みゆき
福祉保健部次長(保健・医療担当)	日高良雄
子ども政策局長	椎重明
部参事兼福祉保健課長	渡邊浩司

部参事兼医療事務課長	孫田英美
薬務対策室長	甲斐俊亮
看護大学法人化準備室長	河野譲二
国保・援護課長	日高裕次
長寿介護課長	松田広一
医療・介護連携推進室長	横山浩文
障がい福祉課長	川原光男
衛生管理課長	竹内彦俊
健康増進課長	木内哲平
感染症対策室長	片平久美
子ども政策課長	川畑充代
子ども家庭課長	徳永雅彦

事務局職員出席者

政策調査課主査	大峯康則
議事課主任主事	原田一徳

○後藤委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いをいたします。

○桑山福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。

お手元の厚生常任委員会資料の目次をごらんください。

本日は、報告事項といたしまして、1番、高齢者人口の推移について、2番、平成26年度法人格別就労継続支援事業所賃金(工賃)について、3番目に、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい宮崎県づくり条例(仮称)の制定についての3件でございます。

なお、1と2につきましては、前回の委員会におきまして、委員より御質問のあった項目についてでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○松田長寿介護課長 高齢者人口の推移について御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

まず、1の団塊の世代の高齢者数についてであります。平成26年(2014年)に65歳から67歳であった団塊の世代の人口と、平成12年(2000年)の同一世代の人口を市町村別に比較しております。

なお、平成12年の時点で合併していなかった市町村の人口につきましては、合併後の市町村に含めて計上をいたしております。

その結果、表の右隅、BマイナスAの欄の一番下、県計の欄にございますように、県全体では、平成12年と比較して、平成26年の65歳から67歳の人口が1万4,169人増加しておりますが、市町村ごとに見てまいりますと、串間市やえびの市、高原町、西米良村など、9市町村で減少しております。

次に、2ページをごらんください。

2の年齢階層別人口比較についてであります。ゼロ歳から100歳までの年齢階層別人口につきましては、本県及び全国の平成12年と平成26年を比較しております。

それぞれの年齢階層のうち、最も人口の多いところに丸印をつけておりますが、本県、全国とも団塊の世代の年齢層がピークとなっておりまして、平成12年における51歳前後の人口が、そのまま14年後の平成26年の65歳前後の年齢層へ移行したような形になっております。

また、本県と全国に共通する点といたしまして、平成26年の40歳前後の年齢層にピークがありますのは、団塊の世代の子供世代であると考えられますほか、平均寿命の伸びとともに、平成12年と比較いたしまして、80歳以上の男女の人口が増加しておりまして、特に100歳以上の女性がふえているところでございます。

次に、3ページをごらんください。

3の高齢者人口及び後期高齢者人口の推移についてであります。

平成27年(2015年)から平成47年(2035年)までの65歳以上の人口と、その内数で75歳以上の人口の推移をお示ししておりますが、表の真ん中の平成37年の下のほうにございます県計の欄をごらんください。

65歳以上の高齢者人口は、県全体では、平成37年の35万3,679人をピークに減少に転じますが、75歳以上の後期高齢者人口は、平成47年に向けて増加いたしまして、同じ県計の欄の右から2つ目の欄、21万9,284人でピークに達すると予測しております。

また、市町村別予測につきましては、宮崎市のように、65歳以上人口及び75歳以上人口とも、平成47年まで増加し続けるところや、都城市、

小林市などのように、平成37年に65歳以上人口が最大となり、その後減少していくところ、串間市や西米良村などのように、平成27年をピークに、以降減少傾向をたどるところなど、市町村によって、今後の高齢者人口の推移に違いがございます。

なお、参考といたしまして、東京都及び全国の推移をあわせて記載しております。

私からの説明は以上でございます。

○川原障がい福祉課長 障がい福祉課でございます。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

平成26年度法人格別就労継続支援事業所賃金(工賃)についてであります。

就労継続支援事業所につきましては、A型とB型の2種類がございます、それぞれ社会福祉法人等の法人格別の平均賃金月額及びその最高額と最低額を記載しております。

まず、1の就労継続支援A型事業所ですが、表の下の米印に記載しておりますように、雇用契約に基づき、利用者に対し、賃金が支払われる事業所であります。

表の一番下の行ですが、事業所数が合計で30事業所、平均賃金月額が5万4,467円となっており、社会福祉法人、NPO法人等の区分で見ますと、社会福祉法人の9事業所の平均月額が6万395円、NPO法人の6事業所の平均が6万637円、株式会社などのその他の事業所の15事業所の平均が4万8,295円となっております。

平均賃金月額の最高額につきましては、株式会社の事業所の9万7,665円となっております。

最低額につきましては、NPO法人の2万8,975円となっております。

次に、2の就労継続支援B型事業所でありま

すが、こちらにつきましては、表の下の米印に記載しておりますように、雇用契約を結ばず、利用者には工賃が支払われる事業所であります。

表の一番下の合計の欄ですが、事業所数が100事業所、平均工賃月額が1万6,142円となっており、社会福祉法人、NPO法人等の区分で見ますと、社会福祉法人の57事業所の平均月額が1万6,723円、NPO法人の31事業所の平均が1万5,966円、株式会社などのその他の事業所の12事業所の平均が1万3,601円となっております。

平均工賃月額の最高額につきましては、社会福祉法人の3万4,901円となっております。

最低額につきましては、社会福祉法人の3,000円となっております。

なお、5ページ以降に、事業所ごとのそれぞれの平均賃金月額等を記載した一覧表をおつけしております。後ほど、ごらんいただければと思います。

続きまして、9ページをお願いいたします。

障がいのある人もない人もともに暮らしやすい宮崎県づくり条例(仮称)の制定についてあります。

資料の説明に入ります前に、まず、関連する法律、いわゆる障害者差別解消法の概要について御説明をさせていただきます。

別添のカラー刷りの1枚紙のリーフレットをごらんいただきたいと思っております。

このリーフレットは、障害者差別解消法を所管する内閣府が作成したものでありますが、法律の正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、一般的には、障害者差別解消法と言われておりますが、平成25年6月に公布され、来年4月に施行されることとなっております。

まず、一番上の「障害者差別解消法とは」というところではありますが、この法律は、障がい理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としております。

その下の「概要」ではありますが、この法律では、①から③までにありますように、①としまして、行政機関や民間事業者による障がいを理由とする差別を禁止すること、②としまして、国においては、差別を解消するための取り組みについて、政府全体の方針を示す基本方針を作成すること、③国においては、行政機関等・分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す対応要領や対応指針を作成することなどが定めております。

次に、その下の「障害を理由とする差別とは？」というところではありますが、障がいを理由とする差別とは、障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為を不当な差別的取り扱いと規定されております。

また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、下のほうに例示してあるような必要で合理的な配慮、いわゆる合理的配慮を行うことが求められております。

続きまして、裏面をごらんいただきたいと思います。

この法律では、ポイントが大きく2つございます。不当な差別取り扱いの禁止と、合理的配

慮の提供義務がうたわれておりました、表にありますように、不当な差別的取り扱いにつきましては、行政機関も民間事業者ともに禁止、また、障がい者の合理的配慮につきましては、行政機関においては法的義務、民間事業者においては努力義務とされております。

一番下の「基本方針と対応要領・対応指針」のところでございますが、基本方針は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向を定めるもので、本年2月に閣議決定されたところであります。

また、対応要領・対応指針は、国の行政機関や各事業分野ごとに定められるものでありまして、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いとなるような行為の具体例や、合理的配慮として考えられる好事例等が示されることとされており、現在、国において作成中でございます。

このように、法律では、基本的な考え方の部分のみが示され、具体的な内容については、これらの今後作成される対応指針等で示されることとなっております。

以上が、差別解消法の概要でございます。

委員会資料の9ページにお戻りいただきたいと思っております。

まず、1の基本的な考え方についてであります。障がい者施策の基本法であります障害者基本法や障害者差別解消法におきましては、全ての人が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合い、身近な地域でともに支え合いながら、心豊かに生活できる地域社会を実現することが求められております。

そのためには、県におきましても、障がい者福祉施策のなお一層の充実とともに、県民の障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする

不利益な取り扱いの解消及び障がいのある人に対する必要かつ合理的な配慮の提供に関する取り組みを推進することが重要でございます。

このようなことから、宮崎の温かい県民性を生かし、障がいのある人もない人も、ともに暮らしやすい宮崎県づくりを目指して、条例を制定したいと考えております。

次に、2の条例に盛り込む事項(案)についてであります。

条例の内容につきましては、今後、障がい者団体等との意見交換を重ねながら検討していくこととしておりますが、現在のところ、(1)から(5)に定めるような内容を盛り込む予定としておまして、まず、(1)としまして、障がいを理由とする差別の解消の推進についての県等の責務、(2)サービスや公共交通等のさまざまな分野における障がいを理由とする不利益な取り扱いの禁止、(3)障がいのある人に対する必要かつ合理的な配慮の提供、(4)相談体制及び紛争解決の仕組み、(5)県民の意識啓発などについてを盛り込む予定としております。

次に、3の今後の取り組みについてでございます。

条例につきましては、今年度中の制定に向けまして、現在実施しております県民アンケートでありますとか、今後、実施を予定しております障がい者団体及び関係団体との意見交換、さらには、県障害者施策推進協議会、社会福祉審議会での検討、常任委員会での説明・審議、パブリックコメント、条例案の提案といったような流れで取り組んでいくこととしております。

次に、4の全国状況についてであります。

現時点で11の道府県で同様の条例が制定されているところでございます。

説明は以上であります。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はありますか。

○中野委員 資料をけさいいただきましたが、我々は議会中なら来るだけけれども、久しぶりに来たんですね。事前に見ることもないんですよ。郵送でもしていただけませんか。通常の場合がいいと思うんですが、全く来ていないんですね。

○後藤委員長 中野委員、その資料の配付の仕方とかは執行部というよりか、ほかの委員会とも全体的に諮るものがあるもんですから。

○岩切副委員長 人口の推移が市町村ごとに違うんだということが明らかになったと思うんですけれども、この状況に対してのお考えなり、どのように対応をしていこうというようなものがありましたら、お聞かせください。

○松田長寿介護課長 市町村におきましては、昨年度、*平成25年を目指しました介護支援事業計画というのを策定しておりますが、私どももその策定に当たりまして、将来の人口推計、そういったものを各市町村からお聞きした上で、その策定に当たりまして、いろいろ御相談に対応させていただいたところでございます。

いよいよ今年度から、その計画の執行というところでございまして、それぞれ執行に当たりましては、今回設置されております医療と介護の基金等を活用いたしまして、施設の整備、人材の確保に努めていきたいと考えております。

○岩切副委員長 各市町村のほうが、独自にこの人口推計をもとにさまざまな施策をお考えのことだと思えます。それに対して、県のほうが助言などをしているという形だろうと思えますから、それぞれの市町村の人口の動きにしっかりと対応した施策が盛り込まれるものと思つて

※次ページに発言訂正あり

おります。

一般的に、2025年問題というような考え方から、この人口の推移の捉え方について実感が違うという議論があったと理解しているんですけども、それぞれの市町村の状況に応じて、全体的な人口が減少していく市町村と、よく言われるところのピークが2025年問題として来るんだという実態と、明らかに対応策が違うと思いますので、そこに応じたしっかりとしたアドバイスをしていただければと思います。

○松田長寿介護課長 申しわけありません。私、平成25年と申し上げたと思いますが、2025年の誤りでございます。

○宮原委員 この障がい福祉課のほうで、それぞれ就労のためのA型、B型の事業所があるんですけども、これは、何らかの仕事を確保した状況で、こういうのは開設をされるものなんですか。それとも、開設をしてから、何か仕事を見つけるというものなんですか。

○川原障がい福祉課長 このA型、B型事業所につきましては、事業計画を提出いただきまして事業所の指定を行いますので、原則としましては、その事業申請をする段階においては、ある程度の事業計画は行われているところでございます。

○宮原委員 ということは、もう事前に仕事を確保しといて、その計画にのっとして、この事業所は開設されているということだと思います。

あと、この定員に対して、対象者延べ人数というのは、1回しか来なかった人は1回、10回来た人は10回というカウントで、延べ人数というのは見ればいいんですかね。

○川原障がい福祉課長 そのとおりでございます。

○宮原委員 これは月で見れば、定数に対して

いっぱいいっぱいのところもあれば、非常に参加されている人が少ないということも結構多くあるということなんですかね。それでも、事業としては成り立つんですか。

○川原障がい福祉課長 全就労者の方が、22日に全部働いた場合には、定員掛ける22日当たりになるんですけども、やはり障がいの状況によっては、毎日の就労は難しい場合がありますとか、あるいは事業所についても、残念ながら、全員、毎日働くほどの仕事が確保されてないといったような状況もあるのではないかと考えておきまして、そういった意味では定数掛ける22日が、全てこの延べ人数になっているという状況にはないようでございます。

○宮原委員 例えば、この働く方が、場所によっては非常に少ないという状況でも、そこに勤めておられる職員さんの方の給与面は、もうちゃんと支払いがされているということでもいいんですか。

○川原障がい福祉課長 従業職員の方の人件費につきましては、県のこの給付費の中から支払われますけれども、給付につきましては、日ごとに、利用者数に応じて支払われることとなりますので、そういった意味では、利用者がいないときには、その分、給付費は払われないということになります。事業所側としても、やはり仕事の確保でありますとか、計画的な就労につきましては努力されていると考えております。

○宮原委員 あと、これだけたくさんあるんですけども、中には経営が成り立たなくて、もうやめるといところも結構出てきているんですか。それとも、逆にどんどんふえてきている状況なのか。

○川原障がい福祉課長 経営が成り立たないことによる休止については、明確には把握してな

いんですけれども、現在のところは、1事業所がそういった理由もあるのかもしれませんが、休止という事業所がございます。

○山下委員 この就労支援なんですけれども、このA型で、最低労働賃金を払うことが義務だろうと思うんですが、平均工賃を見てもみると、平均賃金が1時間当たりの労働単価が出ておると思うんですが、これが、最低労働賃金を下回っているところはないという認識でいいですか。

○川原障がい福祉課長 A型事業所につきましては、ただいま委員おっしゃいましたように、最低賃金が適用になります。そういった意味では、最低賃金額以上を支払うということが義務づけられますけれども、平成26年度につきましては、全て最低賃金額以上の賃金が支払われている状況でございます。

○山下委員 じゃあ、このB型というのは、最低賃金は決まってないんですかね。僕は300円ぐらいとか何とかって、以前聞いたような気がするんですよ。B型の場合は決まってないんですか。

○川原障がい福祉課長 B型については、そのような決まりはございません。

○山下委員 このB型を見たときに、それぞれ時間当たりの単価が、ここに平均工賃というのが出ておりますけれども、出ているところと出ないところとの違いはあるんですかね。

○川原障がい福祉課長 事業所によりましては、その利用者の状況でありますとか、事業所の事業計画によりまして、いわゆるフルタイムの勤務だけではなく、短時間勤務の多い事業所がございます。そういった事業所につきましては、月額での目標に加えまして、時間額による目標工賃も定めるということになっておりまして、ここに時間額が記載されている事業所につきま

しては、そのようなことで時間額による目標工賃を定めている事業所で、30事業所ございます。

○山下委員 であれば、そのB型事業所に対して、この平均工賃の時間額は出す必要はないってということですか。

○川原障がい福祉課長 事業所によりまして、工賃月額については目標工賃ということで定めなさいということがございまして、それに基づいて実績を上げてもらいます。

ただ、時間額につきましては、フルタイムでの就業者が少ないとか、そういった事業所につきましては、月額に加えて時間額も目標設定していいですよといったような制度でございます。

ここの時間額が記載してあるのは、時間額についても目標額を設定した事業所だけということでございます。

○山下委員 かなりNPOや社福が立ち上がってきて、工賃向上計画というのを、過去3カ年計画を立てておられるだろうと思うんですが、前回の常任委員会でもそれぞれ事業所が、本当に障がい者のための工賃向上計画の事業を実施されているかという疑問点、質問があっただろうと思うんです。

皆さん方が、これを監査もされて、毎年こういう平均工賃の支払い状況等を見ておられて、本当に障がい者のための工賃向上計画に伴う各企業との連携とか、仕事をもらったり、そして、いろいろ独自の商品開発をされて、それを売ることによって工賃を少しでも払ってあげようということが、この事業の目的だろうと思うんですが、相対的に見られて、A型は、最低労働賃金を払うことが義務づけられてると。

要はB型の中で、過去、向上計画を持たれても、なかなか目標額に達しない。その理由というのを、この一覧表を見られて、どういうとこ

ろをまだ改善すべきとお考えですか。

○川原障がい福祉課長 工賃が低い事業所、あるいは計画に応じた進捗がなされていない事業所等につきましては、この工賃向上計画の中でもうたっておりますけれども、工賃向上支援チーム。こういった支援チームを派遣いたしましたして、今、言われたような課題は何なのか、今後の取り組むべきものは何なのか、そういったことについて支援をしている状況でございます。

そういった支援チームあたりのお話を聞きますと、やはり工賃が低い事業所につきましては、なかなかその主軸となるような売れる商品、柱になるようなものがまだ見つかっていない。あるいは、売り上げ自体は伸びているんだけど、経営管理といいますか、収益と経費のバランスが悪いとか、新規開拓がまだ足りないといったようなことでお話を聞いているところでございます。こういったところにつきましては、先ほど言いましたように、工賃向上支援チーム、こういったものを積極的に活用しまして、全体の底上げに向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○山下委員 障がい者も、同じB型でも、それぞれ個人の能力の限界というのがあったり、本当に、事業所によって苦勞もされてる点もあるだろうと思うんです。

以前は、障がいがある子というのは、家から出さないで親のもとで見守るのが普通だったと思うんですけれども、障害者自立支援法等の法整備がなされて、やはり健常者と変わらない健全生活を営ませるということで、こういう事業所がどんどん立ち上がって、事業所で少しでも働いて、何ぼがしでも稼いで、親元を離れて例えばグループホームで生活させるっていうことが、今、社会的義務の中で重要になされてるだ

ろうと思うんです。

企業とこういう事業所とを連携させて、少しでも賃金向上につながるような、我々もお願いもしたりしたことがあったんですが、なかなか企業側の中にも、どうせ障がい者には手厚い保護政策があるじゃないかと。だったら、こういう単価で、これでもいいんじゃないかとか、障がい者にこの分を回せばいいわという、やはり企業側の勝手な見識、そういう認識しかないような企業もあるだろうと思うんですよね。

僕は、これがあってはならないことであって、本当にうまく機能している事業所に対しては、企業ともうまく連携をとれて、なるだけいい単価で仕事を回せるような、そういう経営が必要だろうと思うんです。それも逐一やってこれただろうと思うんですが、企業側の認識っていうのは、今どのような状況でしょうかね。

○川原障がい福祉課長 今、言われましたように、やはり高い工賃を上げているところは、安定した企業からの受託作業を受けているといったような状況がございまして、県といたしましても、この企業との連携というのは非常に重要な課題だということで、いろんな形で押し進めているところでございます。

また、企業に対する啓発につきましては、B型作業所に限らず一般就労の促進という部分も非常に重要でございますので、企業セミナー等を積極的に開催いたしまして、企業の理解促進に努めているところでございます。おかげさまで、本県につきましては、全国的にも高い水準で法定雇用率等の就労が行われているという状況でございます。

○山下委員 この障がい者の差別解消条例、今、検討されておられるということなんですが、今後、障がい者団体・関係等に意見交換の実施と

ということが、ここに書いてありますけれども。障がい者団体というのは、例えば連合会というのがあるだろうと思うんですが、幾つぐらいの代表と今後話し合いをされる予定なのですか。

○川原障がい福祉課長 それぞれの障がい種別ごとに団体がつくられておりまして、それを一括網羅する連合会的なものは、今のところは組織されておりませんので、それぞれの団体のお話を聞くということなんですけれども。私どものほうで、現在考えておりますのが、16程度の団体を、今、考えているところでございます。

○山下委員 団体っていうのは、16もあるんですか。

○川原障がい福祉課長 それぞれ障がい種別ごとに視覚、聴覚、身体、知的とか。あるいは自閉の関係の親の会でありますとか、あるいは脊椎損傷の方の団体でありますとか。一覧表を持ってきておりませんけれども、かなりございます。

○宮原委員 さっき聞けばよかったんですけれども、定員が決まっていますよね。定員に対して、何人に一人の職員の配置という基準か何かあるんですかね。

○川原障がい福祉課長 それぞれ定員によって違うわけですけれども、20名の場合、指導員が常勤で2人とサービス管理責任者という方が一人、それと施設管理者が1人ということで、この管理者については兼務が可能ということですが、これを含めると、20名の場合、4名の職員が必要になるということでございます。

○宮原委員 あと、それぞれこの事業所の働く場所の環境。いい建物ですれば、当然、そういったお金はかかってしまう。安いところでしてしまえば、お金はかからない。

例えば、言われた4名の方の給与を上げられるということになりますよね。そのあたりの基

準というのはいないんですか。どういうところでやってもいいということなんでしょうか。

○川原障がい福祉課長 これにつきましては、事務所を所有しているのか、あるいは賃借にしているのか。言われたように賃借が高いのか低いのか、いろいろ事業所によってばらばらだと思えますけれども、そこら辺の事業運営に係る経費は、この措置費、給付費の中で、それぞれ経営判断をして考えていただくといったようなことで、特に基準的なものはございません。

○宮原委員 その措置費という部分で、20人が毎月、ある程度いっぱいいっぱい来られてるというところで、1人当たり、たしか6,000円ということでしたよね。それで計算すると、非常にいい経営になるのかなど。また、施設は経費を落としてすると、給与はいっぱい払えるというようなことも考えられるんですが、その施設によって、職員の人件費というのが大分違うんじゃないかと思いますが、そのあたりは、何か制限とか、そういうものはないんですか。

○川原障がい福祉課長 この就労支援事業所につきましても、県のほうで実地指導を行っておりまして、この中で、会計の書類等については監査といいますか、見させていただいてチェックをしております。この職員の人件費等につきましては、例えば事務所の賃借料があるとかないとか、光熱水費がどうか、あるいは通信費がどうかといったようなことで、それぞれ施設によって変わってくる部分があるかと思えます。極端に少ないといったようなものは、指導といったことになるかもしれませんが、そういった意味では、明確なところはないところでございます。

○宮原委員 なぜ、こういうことを言うかという、先ほどもあったんですけども、賃金のほ

うは非常に安くて、こっちのほうは非常に……。そのやり方によっては高い給与を取れるという。

福祉の本来の障がい者のためにある施設が、逆に利用されて変な方向に行ってしまうというのが、よく耳にすることがあるので、こういう質問をさせてもらったんです。そのあたりについては、しっかりとした、ある程度の基準なりを持っていかないと、福祉を食い物にしているという言葉がよく聞こえるんです。

そうなると、本来の福祉をというところからかけ離れるのかなという思いがあるので、そのあたりは、しっかりと目を届かせてほしいなという思いで、ちょっと質問をしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○川原障がい福祉課長 ただいまいただきました視点も踏まえまして、実地指導等については取り組んでまいりたいと考えております。

○中野委員 3ページの表から、ちょっと質問したいと思うんですが、この前文のほうで、高齢者人口が37年をピークに減少に転ずると書いてありますよね。これは、この10年置き of 表で見た場合で37年という意味なのか。本当に宮崎県の各年の人口で見た場合でも37年がピークになるという意味ですか。

○松田長寿介護課長 この表自体は10年刻みになっておりますが、さらに5年ごとに推計をいたしておりますので、その中でも、この37年がピークというようなことで推計をしているところがございます。

○中野委員 5年置きが一番刻みの細かい推計なんですか。

○松田長寿介護課長 手元にございますのが5年刻みでございまして、その間があるかどうかについては、ちょっとお時間いただいて確認をさせていただきたいと思います。

○中野委員 10年置き of この表を見ても、37年をピークに65歳以上の高齢者は減っていく。しかし、高齢化率はふえていきますよね。そのピークはいつになっていきますか。

○松田長寿介護課長 高齢化率につきましては、平成47年(2035年)が36.3ということでピークになると予想しております。

○中野委員 この表で見たときにはそうですが、ずっと将来を見通したシミュレーションをしてないんですかね。

○松田長寿介護課長 少々、時間をいただきたいと思います。

○外山委員 関連でいいですか。

この統計、これはあくまでも、この数字の比較だけであって、このことによって、将来の福祉行政とか、在宅介護に転換する方向性もあるんで、どんな状況、どんな事態が生じるかと。数字としては、団塊の世代が何人であるとか、高齢者が何パーセントとあるけれども、全体的の福祉行政として、こういう状況になると想定した上で、どの辺がどう変わるといふ、シミュレーションといふか、今どんなお考えがあるんでしょうか。何か変わるといふんですよね。これは、あくまでも高齢者人口だけで、若年層はもっと減るわけだから、それでどういうことが想定されますかといふことなんです。

○松田長寿介護課長 例えば、要介護・要支援の認定者の将来推計といふのを平成37年(2025年)で推計しておりますが、例えば27年度、6万1,000人余でございますが、平成37年になりますと、昨年度計画の中で大体7万7,000人ぐらいに要介護・要支援者がふえると見込んでいふところがございます。

○外山委員 そういう状況が起きるんでしょうけれども、そのときの福祉の行政のあり方とい

うのは変わるんですか。例えば今、施設をどんどんつくっていますけれども、国は、何となく近い将来、在宅に持っていききたいとか、施設の制限に少し動いてますよね。病床数も減ることも含めて、この10年、20年後というのは何が起こるんだろうかと。まだ、そこまでは考えておられませんか。

○松田長寿介護課長 委員おっしゃいましたとおり、これから先については、いわゆる地域包括ケアシステムというのを構築ということで、地域でできる限り生活していただくという体制に移っていくということでございます。

ちなみに、今、委員おっしゃったように、施設、それから居宅とございますけれども、今後、やはり居宅サービス、これがかなり伸びるだろうと考えておまして、10年後には今の1.4倍ぐらいに居宅サービスがふえると。

これに対しまして、施設サービスについては、1割程度の伸びになるのではないかと。いわゆる居宅サービスが、今後大きくふえてくると予想しているところでございます。

○外山委員 今の時点で、余り先のことを聞くことはありませんが、ただ、この前、そもそもこの団塊の世代の人口を知るといのは、中野委員がおっしゃった、地元においてはそんなにいないよと。団塊の世代がいっぱい残っているわけじゃないという発想から来たんですね、観点からね。

大阪とか東京とかは、やはり物すごい量の人数が集中してるのかな、当然、当たり前ですね。当時、みんな都会へ行ったわけですからね。あくまで、これが県内の資料だから、大してないように見えるだけなのかな。

○松田長寿介護課長 2ページのほうにおつけしておりますが、人口ピラミッド、この図をご

らんいただきますと、やはり全国におきまして、やはり団塊の世代、それから、その子供の世代、これが、やはり多いと。本県も同じような状況でございますが、やはりこういった後期高齢者になられる時期というのは、やはり同じ時期に高齢者がふえて急増するというようなことになるのではないかと考えております。

ただ、3ページ下の参考の欄につけておりますが、都市部を見てまいりますと、平成37年、47年と、やはり増加する割合が非常に高くなっていくというようなことで、本県とちょっと傾向が違うということはおわかりいただけるかなと思います。

○外山委員 済みません、ここに表がありましたね。結構です。

○中野委員 さっきの答弁はまだですかね。

○松田長寿介護課長 先ほどの推計でございますが、県での推計につきましては、平成47年でございますが、全国的な人口問題研究所の推計等は52年とか、そういった5年先ぐらいのものは、今、手元でございますけれども。これによりまして、65歳以上の人口は52年に37%になるというような国の推計は手元にあるところでございます。

○中野委員 市町村からすると、特に昨年ごろからショッキングなことを言われましたよね。だから、ずっと将来、この20年後を見通しただけの資料でいろんな政策をされるというのは、やはり細かい福祉行政ができないんじゃないかなという気がしたことと、この表から見てとれるのは、高齢者人口は減っていくけれども、高齢化率は上がっていくわけでしょう。

ということは、裏を返せば少子化が進んでいるということですからね。こども政策課もちゃんと福祉保健部の中にあるわけだから、この表

を見た場合に、あるいは将来のためにお互いが連携して政策をされているのかどうかということ、まずお聞きしたいと思います。

○桑山福祉保健部長 きょうお示ししましたのは、高齢化の状況、高齢化率のお話もありましたけれども、この3ページの表で申し上げますと、一番下にありますが、東京都あるいは全国で見ますと、65歳以上も75歳以上もふえていくと。特に75歳以上の後期高齢者になりますと、要介護率あたりが20%を超えるような数字になるということで、やはり相当な、介護に対する需要が高まっていくと。

一方で、宮崎では、65歳以上は真ん中の平成37年をピークに減っていく。ただし、75歳以上はふえていくと。それがまた、市町村によって状況は異なるということで、そういったことを踏まえながら、地域包括ケアシステムでありますとか、そういうものをつくっていく必要があります。一方で、おっしゃるような高齢化率という観点からしますと、そういった介護なりを支えていく人口が減っていくという状況がありますので、各家庭で支えるようなケアではなくて、地域全体で支えていくようなシステムづくりが必要であろうと考えております。

この高齢化と少子化が直接的に、リンクするというわけではありませんが、やはり活力ある社会づくりという観点からは、そして、こういう高齢化進展する中での元気な宮崎県づくりという観点から、少子化対策、それから移住、Uターン・Iターン・Jターン、そういったものをあわせて進めていく必要があると考えております。一方の少子化対策につきましては、予算でも提示しておりますような結婚、妊娠、出産、それから子育て、そういったところに対する切れ目ない支援策を講じることによりまして、一

方の少子化についても食いとめる努力を進めているところでございます。

○中野委員 この3ページの表だけを見ても、現在は平成27年ですから、20年後が47年。37年も、全ての市町村が高齢化率が上がっていく。47年になれば、37年と比較した場合に、西米良だけがいつがピークになるのかわかりませんが、なぜか高齢化率が頭打ちになって、この10年間を比較すると減になりますよね。だから、将来のピークというのは何年かなという気がしたんですよ。

それと、現在を見て、いろいろ将来を見るわけですから、平成27年度で29.4%の高齢化率がありますが、20年後、宮崎市だけを見れば33.5。現在、宮崎市の20年後よりも既に高いところが26市町村のうちの15あるんですよ。

宮崎市が大きく影響して、この県推移もかなり左右しているようだから、もっときめ細かな人口を見ながら、宮崎県ですから、全域を見て、たとえ1,200人の市町村であろうとも、やっぱりこの福祉行政という高齢化の問題も少子化の問題も子供政策も含めてやってほしいと思うんですよね。

私はえびののデータを知っておったから、この前質問したのですが、ほとんどがえびのみたいなところかなと思ったら、プラスであっても近いところがほとんどだけれども。マイナスというところは、えびのと数カ所でしたが、この全体の占める割合が、宮崎市が人口も117万の中で約40万いるわけで大きいですからね。

きめ細かな福祉をしてもらって、東京発の団塊の世代が云々というあの言葉に引っかかってからのスタートでしたから。やはり東京発ばかりを見とっては、困ると思うんですよ。宮崎県には宮崎県の実情があるわけですし、その中で26

市町村には、それぞれのでこぼこがあるわけですので、そういうきめ細かないろんな政策もしてほしいと。新たな基本計画でしたかね、それもつくるわけですから、そういうきめ細かなことをしていく。

一番肝心なのは、高齢化もだけれども、その少子化ですよ。子供がふえないと、この宮崎県という自治体も黙っとけば60万台そこそこになるっていうわけでしょう。努力しても80万台になるという話ですから、うんと減るということですからね。だから、その辺の政策を、少子化対策をやってほしいなど。

日本全体は、10年後は団塊の世代が後期高齢者になるからということで、ぱーっと打ち出せば、またぞろそっちのほうに政策が行きますからね。宮崎県は、もう高齢化の大きなピークが、もう先に来ているわけだから、そういう人口が減る中で一番困るのは、私は少子化問題だと思うんですよ。

その辺のことを、それぞれ福祉保健部の中にある課だから、お互いに連携をとりながら、限られた予算の中でソフト、ハード含めて政策をつくっていくわけですから。ぜひ、連携した福祉行政を、福祉の関係の方には、よろしく願いしておきたいと。福祉保健部長のリーダーぶりが発揮するときだと思いますから、期待しております。

○桑山福祉保健部長 御指摘のありましたように、ただいまの3ページの表を見ますと、大きな人口を抱える宮崎市の数字に引っ張られて、県全体で見ると、やはり高齢者はふえていくという話になるんですが、個別の市町村で見ますと、9つの市町村が65歳以上も75歳以上も、いずれも今後減っていくというところがございます。

そういった市町村の個々の事情を十分考えながら、具体的には医療とか福祉の関係では、今後、二次医療圏単位で、いろんな議論の場をつくって検討していきたいと思っております。

また、少子化の関係ですね。福祉保健部では、やはり妊娠、出産、子育て、そういった分野を主に担うわけでございます。また、就業の場の確保であります。ことしの3月の有効求人倍率のデータ見ますと、介護、福祉医療の求人が3割占めているという状況であります。福祉も貴重な、そういう雇用の場であると思っておりますし、他部とも連携を図りながら、いろんな取り組みをやっていきたいと思っております。

○中野委員 高齢者、高齢化率の高いところが、どんどん少なくなっていくということは、総体人口も減るが、高齢者そのものもどんどん減っていくというわけですからね。これは大変な問題になると思いますよ。そのことが、人口が減るということですからね。ぜひ、心してやってください。お願いいたします。

○前屋敷委員 人口推移も見せていただいて、避けられない課題になっているのはもう事実なんですよね。今、お話にも出てましたが、いかに、人口をふやすかという点では、今、安心して子供を産み育てられるという環境を、どうつくるかということが大きな課題になっています。それは、ここの福祉の部門だけでは解決できない。

子供を出産し、育児をしながら、そして働きたいという女性の皆さん方がいて、その責任を負えるかということ。福祉の部門と、それから労働の部門と、やっぱり連携していかないと、一番困難な立場に立たせられるのは女性の方々なんですよね。子育てもしながら、そういう喜びも感じながら仕事もしていくという状況をど

うつくるかということ。

それと、もう一つには、働く場をどう確保するかということも、経済的な問題も含めて、子育てには本当に日本は特別、教育費がかかる。世界の中でも教育費が非常にかかるという課題もあるという、もろもろの課題を抱えての今の社会なんですよ。

ですから、ここだけ力を入れれば解決できるかという問題ではありませんので、総合的な問題として、どの部門もやはり、しっかり課題は受けとめつつ頑張っていく。きょういただいた資料も見ながら、総合的な形でそういう課題に取り組むという姿勢を抜きにしては、どの問題も解決できないと、改めてそのところを認識していただいて頑張ってもらいたい。我々もいろんな提案をしていきたいと思っておりますけれども、そういった点で、ともに頑張りたいなと思うところです。

○椎こども政策局長 今、委員がおっしゃいましたように、確かに、我々こども政策ということで、子供に特化した形でやっておりますが、合計特殊出生率を見ますと、先般、報道がありました1.69ということで、全国では第2位と。

ただ、出生数は9,500ということで、減少傾向でございます。そういう意味では、まだまだ施策を展開する必要があるということで、これは九州の各県もそういう考えのもと、一緒に取り組んでおります。

我々としましては、こういう中で、県の総合計画で「未来みやざき創造プラン」の中で、人口問題戦略を掲げております。そういう意味で、先ほど部長が申しあげましたように、人口減少対策としては、まず我々が取り組みます子育て支援策ですね。あとは、どうしても子供を産もうと思うのは、やはり確実な職場があって、そ

れだけ安定した雇用と、収入があること。これがないと結婚もないですし、出産もないということです。この辺は総合政策部、そして商工観光労働部とも十分連携をとりながら、車の両輪として、減少対策、あと雇用対策をしっかりやってもらいたいと思っております。

○前屋敷委員 それぞれの専門的な部署では、その課題を追及していただきながら、総合的な形で、常にやっぱり、そこを見ながら進めていくということが大事だなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それと、もう一点いいですか。

条例制定のところなんですけれども、9ページですね。障がいを持たれる方、それから健常の方、ともに同じ気持ちといいますか、この課題は立ち向かわなきゃならないことだと思うんですよ。

それで、今、この県民アンケートは実施中だったことでしたが、どういう中身で、どういう形でこのアンケートを実施しておられるのか、ちょっとそのところをお聞きしたい。

○川原障がい福祉課長 現在、県民アンケートを実施中でございますけれども、内容につきましては、「配慮が足りないと思われるような事例を経験したことがありますか」とか、「見たことがありますか」とか、そういった部分。

もう一つが、「望ましい配慮、とてもいいなあといったような配慮は、どういったものを経験されたことがありますか」とか、「どういったことを望みますか」とか、そういった視点でアンケートをとっているところでございます。私どもの考え方としましては、いい取り組み、いい配慮につきましては、広く、これを県民の間に普及させていきたいと。

また、改善してほしいといった部分について

も、広くお知らせすることで、そういった取り組みを改善していくような動きになっていくように、このアンケートの活用の仕方につきましても、条例制定の検討とあわせまして、検討していきたいと考えています。

○前屋敷委員 大事なアンケートなんですけれども、どういう方々を対象に、このアンケートをとられているのか、その辺のところは。

○川原障がい福祉課長 これは、県民の方ということで、障がいのある方、あるいは障がいのある方の保護者の方とか、一般県民の方とか。一般県民の方は、御自分の考えなり、見たこと聞いたこと、そういったことで、障がい者の方を含めた広く県民一般ということでアンケートをとっているところでございます。

○前屋敷委員 アンケートのとり方なんですけれども、いろんな事業所だとか学校あたりに要請してアンケートを寄せてもらうのか。直接、県から不特定多数のところに出して回答してもらうのかとか。対象はどういうところで、どのくらいのアンケートを求めて分析されるのかですね、その辺のところを。

○川原障がい福祉課長 基本的には、インターネットを使って県民アンケートを実施しております。あわせまして、各障がい者団体につきましては、現在、県民アンケートを行っておりますので、御協力といいますか、ぜひ回答をお願いしますといったようなことで、別途そういった団体向けには文書なりで送付をしているところでございます。

また、視覚障がい者の方につきましても、点字版によるアンケート用紙、あるいは点字版による回答、そういったものについても配慮をしているところでございます。

○前屋敷委員 この条例を制定して、それを進

めていく、普及も啓発もしていくという点では、県民が、同じ認識というか、見方に立たないと、なかなか本当の意味での解決にはなっていないんじゃないかと思うんです。アンケートのとり方もインターネットだけでは、インターネットをしない方々がまだ多いと思うんですよね。そういった意味では、工夫をして、よりいろんな方々の思いだとか考えだとか提案などが生かされるような形で、せっかくつくろうとしている条例ですので。広く県民の皆さん方が一つの課題を同じ認識や理解度を持って進めていけるような基礎となるようなものですので、そのところは丁寧に進めてほしいなど。

いろんな団体の方々の御意見聞くのは、もう当然のことなんですけれども、より丁寧な形で情報もつかんでほしいなと思いますので、要望しておきたいと思います。

○中野委員 関連。

法律ができて2年たって、今まで11道府県が制定されて、これが12県目になるかどうかわかりませんが、これをつくるわけですよ。もともと、障がい者に対する差別がなければ必要としない条例だと思うんですがね。

今から県民にアンケートをとるということは理解できたんですが、今の説明では、障がい者にも今からアンケートをとると言われたんですが、そういう何か差別をするような状況を県として把握されておるから、これの条例化にということじゃなかったんですかね。

○川原障がい福祉課長 この障害者差別解消法の中身につきましては、今、言われました差別の部分と、より生活しやすくなるような合理的な配慮の部分。例えばパンフレットにございますけれども、表の下のほうの図に絵が描いたものでありますように、例えば筆談でありますと

か、読み上げでありますとか、ちょっとした簡単な配慮で、障がいを持っている方につきましては、地域において暮らしやすく、生活しやすくなるといったような視点の部分も含んだ条例ということで考えているところでございます。

当然のことながら、障がい者団体等につきましては、以前からいろいろ意見交換等を行っているところでございまして、やはり団体のほうから県としても、こういった条例を制定いただく中で、こういった取り組み、さらに県民の間に広げていってほしいといったような思いで、今回このような条例制定に向けて検討を始めるとしたところでございます。

○中野委員 仮に、こういう条例を必要としていないという都道府県はあるものですか。東京都なんかは、いち早くこういうのは取り組むはずだけれども、まだ東京都も取り組んでないようですが。何かこういう条例はつくる必要はないという都道府県はあるんですか。

○川原障がい福祉課長 その部分については、私ども、他県についてはお聞きはしておりません。

県としましては、やはりこういった合理的配慮の提供でありますとか、障がいを理由とする不当な差別とかがなくなるようにといった思いがございまして、こういった条例という形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○中野委員 それで、11道府県がつくっているわけですが、2年もおくれた理由は何ですか。

○川原障がい福祉課長 平成25年に法律ができて、来年4月から施行ということでございまして、その間、各団体等との意見交換なり要望等をいろいろお聞きしている段階で、やはり県としまして、この来年4月の施行に合わせ

た形で条例制定に向けて取り組んでいきたいということで、取り組むこととしたところでございます。

○中野委員 施行日に合わせるということも一つの方策だと思うんですが、なぜ11道府県は早目にできたんですかね。電話でも結構ですが、そういう先例の道府県の調査をされましたかね。

○川原障がい福祉課長 その11道府県の制定状況につきましては、明確には聞いておりませんが、障害者差別解消法（平成25年）、これができる前から、既にこの条例を持っている地域、県もございました。

25年度以降、解消法の制定後に策定した道府県は6道府県でございまして、もう遅いところでは、ことしの3月とか、あるいは平成26年の12月といったようなことです。制定後に条例を制定したところにつきましては、やはり来年4月の施行に向けて、間に合うような形で準備を進めてきた結果、制定されたのかなと考えているところでございます。

○中野委員 その先進県というべきかどうか分かりませんが、法律が制定される前に取り組んだ、5つの道府県をちょっと教えて。

○川原障がい福祉課長 千葉県、北海道、岩手県、熊本県、長崎県でございます。

○中野委員 九州に2県もありましたが、そういうところは、どういう思いで、法律よりも先に、そういう条例をつくられたんでしょうかね。

そしてまた、そういうところが法律に影響を与えて、法律ができたのかも含めてお尋ねしたいと思います。

○川原障がい福祉課長 この障害者差別解消に向けた法律、法的な整備、これにつきましては、従来から、障がい者団体等のほうからは、国に対して要望が出ている状況でございました。そ

れを受けまして、国においては25年に制定されたわけですが、この先進5道府県につきましては、そういった国に対する要望があるという状況を踏まえた中で、各県独自で、法律に先んじて条例を制定したものではないかと考えております。

○岩切副委員長 この条例の問題については、山下委員の質問にお答えをいただいて、制定をするということになりました。

関係団体は、法の制定前からの努力があつて、条例を先行してやった県などとの交流も当然ありのようで、宮崎でもそのような条例が欲しいという声は以前からあったところありますので、今後の取り組みというところについて、とりわけ意見交換というのはとても大事な要素になるだろうと思っています。

その意見交換の中でしっかりと、障がいをお持ちの方々が感じてこられた被差別感みたいなもの。また、社会的にきちっと配慮をいただきたい点、そういったところを十分に聞きながら検討させていただきたいと思ってるんですけども。検討の場としては、障害者施策推進協議会と社会福祉審議会という二段重ねのようなんですけど、この位置づけ的なものは、最終的にどういうような役割分担になるのか、それとも積み上げみたいなポジションになるのか、そのあたりを少し聞かせていただきたいと思うんですが。

○川原障がい福祉課長 この条例制定に向けましては、今、委員おっしゃいましたように、障がい者団体の方々でありますとか、関係団体の方々とは十分な意見交換を行いまして、丁寧に制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

この障害者施策推進協議会につきましては、条例で設置された附属機関でございます。行政

機関あるいは学識有識者あるいは障がい者団体、支援サービス事業所、こういった方々を委員に委嘱している附属機関で、この中で具体的な検討をいただくこととなりますけれども、その前段としまして、各団体等との意見交換を十分に重ねた上で、この附属機関であります協議会あたりで、また御検討いただくといったような流れで考えております。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時38分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県南調査の日程、調査先等につきましては、休憩中の協議を踏まえた上で、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午前11時38分閉会